

# 千葉県土地利用審査会傍聴要領

平成16年11月18日

## (趣旨)

第1条 この要領は、千葉県土地利用審査会（以下「審査会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

## (傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

## (傍聴人の決定等)

第3条 一般席の定員は、原則として10人以内とし、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

- 2 前項の規定により、傍聴希望者数が定員に満たない場合は、傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。
- 3 点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮を必要とする傍聴希望者は、原則として会議開催の4日前（土・日・祝日を除く）までに、事務局まで申出を行うものとする。

## (傍聴手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議開始前に、受付において住所、氏名等必要事項を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

- 2 傍聴人は、会議の開始前までに会場へ入室し、所定の位置に着席していなければならないものとし、会議が開始された後は、会場に入室することができない。

## (傍聴人の入室制限)

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1)酒気を帯びている者
- (2)他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物品を携帯している者
- (3)プラカード、のぼり、旗、笛その他会議会場に持ち込むことが不適当と認められる物品を携帯している者
- (4)はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン等を着用又は携帯している者
- (5)その他会議の円滑な運営を妨げる恐れのあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は静粛を旨とし、会長及び事務局の職員の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2)騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3)会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4)会場において、写真撮影、録画、録音等をしてはならない。  
ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (5)その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(報道対応)

第8条 会長は、原則として報道関係者に対し、会議が開始される前の指定された時間内に限り、会場内において写真等の撮影をすることを認めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、傍聴人等が撮影されることを望まない明確な意思表示をした場合には、会長は撮影を制限し、又は撮影を拒否することができる。

(実施細目)

第9条 この要領に定めのない事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この要領は、第87回千葉県土地利用審査会開催の日から適用する。

この要領は、令和6年12月17日から施行する。